就学援助制度について

保護者各位

刈谷市教育委員会

刈谷市在住で小中学校に就学する児童生徒の保護者で、経済的に困窮し、子どもを就学させることが困難な方に対し、「学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条」の規定に基づき、刈谷市教育委員会は、就学に必要な費用の援助を行っています。

新たに援助を希望する保護者は、お子さんの通学する小中学校等へ就学援助費 受給申請書兼世帯票を提出してください。刈谷市教育委員会は、学校長、地区の 民生委員・児童委員の方の意見をもとに、下記の認定基準により審査し、認定を します。

認定されますと、学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費等の援助が 受けられます。

記

認定基準

要保護

• 現に生活保護法に基づく保護を受けている方

準要保護

- ・生活保護の停止または廃止を受けた方
- 要保護に準ずる程度に困窮している方
- 市県民税の非課税または減免の処置を受けている方
- 国民年金の掛け金の減免を受けている方
- ・国民健康保険税の減免を受けている方
- 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けている方

令和7年度就学援助費支給単価(年額)一覧表(令和7.4.1)

費用	対 象 者		令和 7 年度単価
新入学児童生徒学用品費	小学校 新1年生		57, 060円
(1学期分に支給)	中学校 新1年生		63,000円
学用品通学用品費	小学校	1年生	11,630円
(学期ごとに分割支給)		2~6年生	13, 900円
	中学校	1年生	22, 730円
		2、3年生	25,000円
修学旅行費	小学校	準要保護児童	実費
(実施学期分に支給)		要保護児童	実費
	中学校	準要保護生徒	実費
		要保護生徒	実費
校外活動費	小学校	1~6年生	実費(上限1,600円)
【宿泊を伴わないもの】 (実施学期分に支給) 校外活動費 【宿泊を伴うもの】 (実施学期分に支給)	中学校	1~3年生	実費(上限2,310円)
	小学校	1~6年生	実費(上限3,690円)
	中学校	1~3年生	実費(上限6, 210円)
学校給食費 7(認定日から全額補助)	小学校	1~6年生	1食 250円
/(応に日かり土 供冊 切)	中学校	1~3年生	1食 280円

※申請受付及び認定審査は、年度単位で行います。支給対象期間は、認定日以降当該年度 までとなります。

※新入学児童生徒学用品費: お子様が令和7年度に1年生で、令和7年6月30日までに認定された人が支給対象

※学用品通学用品費:領収書等の提出は不要。年度途中から認定の場合、認定日の属する 月から支給

※修学旅行費:実施時期に認定されている人が支給対象。

修学旅行費補助額分(中学校 4 万円、小学校 2 万円)を差し引いた額を支給

※校外活動費:実施時期に認定されている人が支給対象

※給食費:認定日以降の学校への支払いが不要となります。

※要保護認定者の支給対象は修学旅行費(実費)のみ

※支給時期 1学期分は9月末、2学期分は1月末、3学期分は3月末に支給します。